

# 災害時における深谷市内保育施設の臨時休園等のガイドライン

令和3年11月16日制定

## 1 目的

台風、集中豪雨等の災害により人的・物的被害が生じる恐れが生じたとき（以下「災害時」という。）に、臨時休園等の判断を迅速に行い、児童、保護者及び職員等の安全を守るため、災害時における深谷市内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業所の臨時休園等の対応について、ガイドラインを策定します。

## 2 対象施設

本基準の対象施設は、深谷市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所（以下、「保育園等」という。）とします。

## 3 臨時休園の決定

災害時に避難情報が発令された場合、保育園等は、市のホームページ等において避難情報（警戒レベル）を確認の上、本ガイドラインに基づき臨時休園を決定するものとします。保育園等は、臨時休園した場合、その対応状況を市に報告するものとします。

なお、地震のような事前に発生の予測が困難な災害については、災害発生後の施設の被害状況、ライフラインの復旧状況、職員体制の確保状況などを考慮し対応を検討する必要があるため、事前の臨時休園の基準は設けないものとします。

## 4 臨時休園の基準・対応

保育園等の所在地において、市から警戒レベル3以上の避難情報（高齢者等避難）が発令された場合には、別表「災害時における深谷市内保育施設の臨時休園措置等に関する基準」（以下、「休園基準」という。）のとおり対応することとします。

ただし、市から警戒レベル3以上の避難情報（高齢者等避難）が発令されていない場合でも、施設の立地状況や周辺状況等により重大な被害が発生することが予見される場合や、公共交通機関の計画運休等により保育士の配置が困難である場合、停電に伴う断水や施設の損壊等により保育施設における安全が確認できない場合などは、保育園等と市で協議の上、市が臨時休園等の措置を講ずることもあります。

※避難情報は、市が様々な情報をもとに総合的に判断します。このため、気象庁から大雨警報などの警戒レベル3以上に相当する防災気象情報が発表されたとしても、必ずしも市が避難情報を発令するわけではありません。

## 5 避難情報解除後の対応

保育園等は、避難情報が解除されたとき、次の①～⑤の事項を確認し、安全な保育ができるかと判断した場合は、休園基準に基づき保育を再開し、再開の旨を市と保護者に連絡するものとします。

- ① 施設の安全の確保
- ② 施設周辺の安全の確保
- ③ ライフライン（電気、水道、ガス、交通等）の状況
- ④ 職員体制の確保
- ⑤ 給食の提供可否（必要があれば一時的な弁当持参等を検討） など

## 6 代替保育

臨時休園時は、安全を考慮し、保護者には原則として家庭での保育への協力を求めます。ただし、やむをえない事情により保育を必要とする児童に対しては、市が施設長等と調整し、代替保育を実施するよう努めます。

## 7 保護者及び職員への周知

市保育課は、本ガイドラインによる基準・対応を市のホームページで公表します。また、保育園等は、入園説明会等において、本ガイドラインによる基準・対応を事前に保護者に周知するものとします。

## 8 避難場所等への避難に係る留意事項

市が水害時に想定している避難場所等は、一斉に開設するわけではなく、降雨の規模や状況などを踏まえ開設する避難場所等を決定します。

そのため、あらかじめ想定した避難場所等が開設されていない場合は、開設している他の避難所へ避難してください。

また、全園児を速やかに避難場所へ避難させることができない場合は、避難できるまで屋内の安全な場所へ一時的に避難してください。